

官報

省 令

○特別鑑査復旧臨時措置法施行規則の一部改正
○自動車登録規則

○市村の設置分合(栃木県)
○市村の町とする処分(島根県)
○市村の設置分合(同)
○郡の区域の境界にわたつてあらたに設置された村の属すべき郡の区域を定める処分(同)

○市村の設置分合(同)
○市村の町とする処分(同)
○市村の町とする処分(同)
○市村の町とする処分(同)
○市村の町とする処分(同)

○市村の町とする処分(同)
○市村の町とする処分(同)
○市村の町とする処分(同)
○市村の町とする処分(同)
○市村の町とする処分(同)

○市村の町とする処分(同)
○市村の町とする処分(同)
○市村の町とする処分(同)
○市村の町とする処分(同)
○市村の町とする処分(同)

省 令

○農林通商産業省令第二号
運輸建設部

特別鑑査復旧臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように制定する。
昭和二十六年七月十四日

文部大臣 天野 貞祐
厚生大臣 橋本 龍伍
農林大臣 根本 龍太郎
通商産業大臣 高橋 徳太郎
運輸大臣 山崎 猛
建設大臣 野田 卯一

特別鑑査復旧臨時措置法施行規則の一部を改正する省令
特別鑑査復旧臨時措置法施行規則(昭和二十五年厚生、農林通商産業、運輸、建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

様式第五号(裏面中)

督促手数料	10円
延滞金	特別鑑査復旧臨時措置法施行規則による金額
延滞金	特別鑑査復旧臨時措置法施行規則による金額

延滞金	特別鑑査復旧臨時措置法施行規則による金額
延滞金	特別鑑査復旧臨時措置法施行規則による金額
延滞金	特別鑑査復旧臨時措置法施行規則による金額

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

●運輸省令第六十二号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)及び自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)に基づき、並びに道路運送車両法、自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)、自動車抵当法施行法(昭和二十六年法律第百八十八号)及び自動車登録令を實施するため、自動車登録規則を次のように定める。
昭和二十六年七月十四日
運輸大臣 山崎 猛

目次
第一章 総則(第一條、第二條)
第二章 登録に関する帳簿(第三條、第四條)
第三章 登録の申請(第五條、第六條)
第四章 登録の審査(第七條、第八條)
第五章 登録の完了(第九條、第十條)
第六章 登録の取消(第十一條、第十二條)
第七章 登録の改正(第十三條、第十四條)
第八章 登録の抹消(第十五條、第十六條)
第九章 登録の再行(第十七條、第十八條)
第十章 登録の再行(第十九條、第二十條)

毎日文庫

昭和二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

第三章 登録に関する手続
第一節 登録申請の手続(第二十一條、第二十二條)
第二節 登録の手続(第二十九條、第三十條)
附則
第一章 総則
(規定する範囲)
第一條 自動車の登録及び自動車の抵当権の登録に関する手続は、道路運送車両法(以下「法」という。)、自動車抵当法施行法及び自動車登録令(以下「令」という。)に規定するものを除く外、この省令の定めるところによる。
第二章 自動車の登録
第一條 自動車の登録は、自動車登録番号及びその変更を記載する。
第二條 自動車の登録は、自動車登録番号及びその変更を記載する。
第三條 自動車の登録は、自動車登録番号及びその変更を記載する。
第四條 自動車の登録は、自動車登録番号及びその変更を記載する。
第五條 自動車の登録は、自動車登録番号及びその変更を記載する。
第六條 自動車の登録は、自動車登録番号及びその変更を記載する。
第七條 自動車の登録は、自動車登録番号及びその変更を記載する。
第八條 自動車の登録は、自動車登録番号及びその変更を記載する。
第九條 自動車の登録は、自動車登録番号及びその変更を記載する。
第十條 自動車の登録は、自動車登録番号及びその変更を記載する。

一用紙を自動車登録番号欄、表示部、所有権部、検査部、使用停止欄、登録換領及び抵当権部に分け、且つ、表示部に表示欄及び表示番号欄を、所有権部及び抵当権部に事項欄及び順位番号欄を設ける。但し、抵当権部については、記載すべき事項がないときは、これを設けないことができる。
2 自動車登録番号欄には、自動車登録番号及びその変更を記載する。
3 表示欄には、令第十五條第一号から第六号までに掲げる事項及びその変更に関する事項を記載する。
4 表示番号欄には、表示欄に登録事項を記載した順序を記載する。
5 検査欄には、法第十七條第三項の規定による事項を記載する。
6 使用停止欄には、法第六十九條第三項の規定による事項を記載する。
7 登録換領欄には、法第十四條第二項の規定による事項を記載する。
8 所有権部の事項欄には、所有権に関する事項を記載する。
9 抵当権部の事項欄には、抵当権に関する事項を記載する。
10 順位番号欄には、事項欄に登録事項を記載した順序を記載する。
第四條 軽自動車及び二輪の小型自動車の自動車登録原簿の様式は、第二号様式により調製する。

P. 230

その一

(日本標準規格B列5番型)

(五)

所 有 權 部	順位番号							
	主登録	附記登録	事	項	欄	受附年月日	受附番号	登録印
検 認 欄								
使用停止欄								
登録換欄	登録後申請受理年月日		閉鎖年月日		抵当権部老設計子			

[illegible]

第 7353 号

第7353号 234

その二

(日本標準規格B列5番型)

(五)

(日本標準規格B列5番型)

(裏)